

# 総務委員会資料

## 2 陳情の審査

### (2) 陳情第139号

職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情

資料 陳情第139号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情

参考資料 関係法令等

総務企画局  
令和8年3月13日

## 陳情第139号

### 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情

#### 1 本市の現状

##### (1) チェックオフ

- ・地方公務員法（以下「地公法」という。）において、「職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」とされている（地公法第25条第2項）。
- ・本市では、川崎市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）において、「職員に給与を支給する際、その給与から職員団体の団体費を控除することができる」としている（給与条例第19条の4第6号）。
- ・職員の給与から職員団体の団体費を控除することについて、川崎市職員労働組合（以下「市職労」という。）から依頼を受けている。

##### (2) 職員の政治的行為の制限

- ・職員の政治的行為の制限については、職員の服務規律確保に関する通達をはじめ、新規採用職員研修や、不祥事防止研修の中で周知しているほか、「川崎市職員サービスハンドブック」上にも掲載している。

## 陳情第139号

### 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用及び行政の政治的中立性確保を求める陳情

## 2 陳情に対する本市の考え方

- ・ 職員団体の団体費に係るチェックオフについては、職員団体と協定を締結していないが、給与条例に基づき、適切に行っていると認識している。
- ・ 他都市では、職員団体と協定を締結している事例もあることなどを勘案し、より透明性の向上を図る観点から、今後、協定の締結に向けた手続を進めることとする。なお、協定を締結した場合、当該文書は公文書に該当するため、情報公開制度に基づく開示請求の対象になると考えている。
- ・ チェックオフに対する職員の同意については、市職労が、職員の給与から職員団体の団体費を控除する旨の承諾を書面により取得しており、本市としては、「職員がチェックオフの了承をしている」とみなしていることから、改めて職員の同意を求めることは想定していない。
- ・ 政治的行為の制限については、地公法に規定されていることから（地公法第36条）、これまでも通達や研修等を通じて周知してきたところであり、引き続き、様々な機会を捉えて、適時適切に周知していくこととする。

## 関係法令等

## 地方公務員法（昭和25年法律第261号）【抜粋】

（給与に関する条例及び給与の支給）

第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない。また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

3～5 略

（政治的行為の制限）

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

（1）公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

（2）署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

（3）寄附金その他の金品の募集に関与すること。

（4）文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

（5）前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

## 関係法令等

3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4・5 略

(職員団体)

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2～5 略

### 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）【抜粋】

(給与からの控除)

第19条の4 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 公舎の使用料及びその使用に必要な経費
- (2) 川崎市職員厚生会、川崎市立学校教職員互助会及び神奈川県教育福祉振興会（以下「厚生会等」という。）の会費
- (3) 厚生会等の貸付金に係る返還金及び利息
- (4) 厚生会等の行う購買事業に係る購買代金
- (5) 厚生会等の団体取扱契約に係る生命保険及び損害保険の保険料並びに火災共済事業及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第10条第1項第4号に規定する事業の共済掛金
- (6) 職員団体の団体費
- (7) 中央労働金庫に対する預金並びに貸付金に係る返還金及び利息
- (8) 川崎市職員共済組合の行う貯金事業に係る積立金